

## 会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第1回）	
事務局	企画財政部 企画課 企画調整係	
開催日時	平成18年2月8日（水）午後1時58分～4時15分	
開催場所	小金井市役所第1会議室	
出席者	委 員	委員長 稲 正樹 委員 副委員長 石井 忠史 委員 委 員 小沼 正博 委員 長谷 匠二 委員 横尾 和儀 委員 欠席委員 0人
	市 長	稻葉 孝彦
	担当課	教育部次長兼生涯学習課長 中川 透 生涯学習課長補佐 伊藤 信之 生涯学習課主査 中島 将雄
	事務局	企画課長 伊藤 茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 川合 修 企画課主査 三浦 真 企画課主事 高橋 弘樹
傍聴の可否	可 一部不可	不可
会議次第	1 市長あいさつ 2 委嘱状の交付 3 自己紹介 4 委員長の互選について 5 副委員長の互選について 6 指定管理者制度の概要について 7 小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について（平成17年度諮問第1号） 添付資料 8 次回の委員会開催日について	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第1回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成18年2月8日（水）午後1時58分～午後4時15分

場 所 小金井市役所第一会議室（本庁舎3階）

出席委員 5人

委員長 稲 正 樹 委員

副委員長 石 井 忠 史 委員

小 沼 正 博 委員 長 谷 匡 二 委員

横 尾 和 儀 委員

欠席委員 0人

---

市 長 稲 葉 孝 彦

---

### 担当課職員

教育部次長兼生涯学習課長 中 川 透

生涯学習課長補佐 伊 藤 信 之

生涯学習課主査 中 島 将 雄

---

### 事務局職員

企画課長 伊 藤 茂 男

企画課長補佐兼企画調整係長 川 合 修

企画課主査 三 浦 真

企画課主事 高 橋 弘 樹

---

(午後1時58分開会)

◎伊藤企画課長 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから第1回の小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。なお、現時点におきましては、委員の委嘱が行われる前でございまして、正式には指定管理者選定委員会ではございませんけれども、委嘱も含めまして、指定管理者選定委員会に準じた会議と位置づけ、進行させていただきます。

本日は、ほんとうにお忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。委員委嘱が終わり、委員長の互選が終わりますまで、司会進行を務めます企画課長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして、進行させていただきます。

初めに、委嘱状の交付を行います。

◎稲葉市長 みなさんこんにちは。平成18年も早いものでもう2月の上旬となりました。本日は、指定管理者選定委員会の第1回目の会議ということでお忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。

地方自治法の改正により自治体が設置しております公の施設について、指定管理者制度が導入され、従来の管理委託という制度はなくなりました。広く民間のノウハウを活用させていただき、住民サービスの向上と経費の節減という効率的な行政運営のための制度であると考えております。

昨年の12月議会で、指定管理者制度導入の手続に関する条例が可決されるとともに、今年の4月から障害者福祉センターなど4つの施設について、また、9月から清里山荘について指定管理者制度を導入するため各施設の設置条例の一部改正を行ったところであります。

原則的には、公募により指定管理者の選定を行うことになりますので、候補者の選定に当たって、皆様5人の委員をお願いし選定委員会で公平、中立な立場からご判断をいただきたいと考えております。

本当にご多忙な中、こころよく委員就任を受けていただき感謝申し上げます。専門的な立場からのご助言をお願い申し上げ、委員委嘱にあたりまして一言ご挨拶とさせていただきます。

◎伊藤企画課長 どうもありがとうございました。

本日は第1回目の委員会でございますので、各委員の皆様につきまして、自己紹介ということでお願いしたいと思います。お名前をお呼びいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(委員自己紹介)

◎伊藤企画課長 ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

事務局につきましては、企画課の企画調整係が担当いたします。本日、企画財政部長の吉岡でございますけれども、行政視察の同行ということで、欠席をさせていただいております。

最初に、企画課長補佐の川合でございます。

◎川合企画課長 川合と申します。よろしくお願ひします。

◎伊藤企画課長 続きまして、企画課主査の三浦でございます。

◎三浦企画課主査 三浦でございます。よろしくお願ひいたします。

◎伊藤企画課長 それから、企画課主事の高橋でございます。

◎高橋企画課主事 高橋と申します。よろしくお願ひします。

◎伊藤企画課長 最後になりましたけれども、企画課長の伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、初めての委員会ですので、引き続き委員長が選出されますまで、司会進行をさせていただきます。

直ちに議事に入ります。議題につきましては、委員長の互選についてでございます。委員長

の選出につきましては、後ほどご説明をいたしますけれども、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例16条第5項の規定がございまして、委員の互選により定めるということになっております。5人の中からどなたか委員長になっていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。いかがでしようか。

◎稻葉市長 皆さん初めてお会いして、推薦するにも推薦しにくいだろうと思います。私がやってやろうという方がいらっしゃれば、それはそれで助かるんですけれども、事務局のほうでは考え方はあるんですか。

◎伊藤企画課長 今回、5人ということでしたので、特段最初にお願いはしていない状況でございまして、この場でお決めいただくというふうに事務局は考えておりました。

◎■ 委員 そこに座ってらっしゃる稻先生に委員長をお願いして、副委員長を石井先生はいかがでしようか。これは私の意見でございます。

(「賛成です」と呼ぶ者あり)

◎伊藤企画課長 ありがとうございます。皆様からご異議がないということでございますので、申しわけございませんけれども、委員長につきましては稻先生、それから、副委員長につきましては石井先生ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、委員長が選ばれましたので、議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。

◎稻葉市長 公務が重なっているものですから、これで失礼させていただきます。きょうの会議の内容については、後で担当のほうから報告を受けますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(市長退席)

◎■ 委員長 それでは、突然でございましたけれども、若輩でございますが、先生方、どうぞご指導いただいて、よろしくお願ひいたします。事務局の皆さん、よろしくお願ひします。

それでは、5人という少ない委員数でございますけれども、それぞれの委員の先生方の専門的なお立場から積極的なご発言をお願いしたいと思います。

それでは、議題に入ります。会議録の作成についてということでありますけれども、最初に、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

◎伊藤企画課長 それでは、ご説明いたします。

12月議会におきまして、当委員会のことにつきまして審査がございました。原則としまして、公募による選定ということでございますので、あらぬ圧力がかからないとも言えないということで、議会のほうで答弁をいたしまして、委員の名前は公表しない、それから、会議につきましては公開しないということで、規則のほうもそういう定めになっております。ただ、議会の中では、すべて非公開ということではなくて、公開できるところは公開したらどうかという意見を述べた議員さんもおられました。そのようなことから、会議録につきまして、どのようにつくるかということでございます。

お手元に「会議録作成の基本方針について」という資料がございますので、見ていただきたいと思います。きょうお配りしましたもので、よろしいでしょうか。

それでは、ご説明いたします。小金井市におきましては、平成16年4月からでございますけれども、市民参加条例というのが施行しております。市民参加条例の第6条におきまして、会議録、あるいは会議の公開ということにつきまして規定がございます。第1項では、「市の会議は原則として公開する」。それから、第3項で「非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る」という規定がございます。この第6条を受けまして、細則としまして、その施行規則の第2条から第7条というところに細かい部分がございます。

まず、規則第5条です。会議録作成の基本方針ということで、どういう会議録をつくるかということについて、この委員会の中で決めるということになっております。つくり方としては、1つが全文記録、それから、2つ目は発言者の発言内容ごとの要点記録、それから、会議内容の要点記録という、この3つのつくり方がございます。

それで、予算の関係でございますけれども、全文記録を作成するためのテープ反訳の委託料については措置されておりまして、事務局としましては、今申し上げました3番目の会議内容の要点記録以外につきましては、全文記録、あるいは、発言内容ごとの記録についてはテープ反訳をとりあえずしていただいて、そこからつくるというふうに考えております。会議録も、会議が非公開なものですので、現時点では非公開というふうに考えております。

ただ、情報公開の担当の部局もございますので、会議録が先ほどの、特に秘密を要すると認められなければ、会議録についても公開をするということになりますけれども、その辺につきましては適切に対応したいと考えております。

ですから、1、2、3号、どの形の会議録にするかということで、ご協議を願いたいと思います。

◎ 委員長 ありがとうございました。今、事務局のほうのご説明がございましたけれども、質問、いかがでしょうか、ございますか。お手元の基本方針についての市民参加条例第6条と、施行規則のほうの5条の中に、3つのやり方で会議録作成方法があるということですけれども、いかがでしょうか。

◎ 委員 私は、非公開という建前からすると、(3)の会議内容の要点記録で十分じゃないかと思うんですけども。

◎ 委員長 これは、公開、非公開とは別に、とりあえず記録のやり方ということで、どういうことにするかというのがご説明のようにも聞こえたのですけれども、今のご発言、委員のほうからは5条の(3)ということでございますか。

◎ 委員 はい。

◎ 委員長 5条の(3)ではどうか。要点というのが一番大まかということでございますね。

◎伊藤企画課長 1点ございまして、最終的に指定管理者になっていただく場合は、議会の議

決が必要になります。その際に、選定委員会でどのような形で選定したのかということで、議会のほうにある程度資料を出さないといけないということがございまして、■委員がおっしゃられた3番目の内容ですと、テープ反訳ということはしないで、事務局サイドでノートにとった形のものになってしまいまして、多少、議会に出す資料として不備になる可能性がございますので、できましたら、全文記録でとらせていただきて、公表するかしないかにつきましては、情報公開の担当のほうと調整をさせていただきたいと思っております。

◎■委員 そうですか。議会にすべてご報告なさるわけですか。

◎伊藤企画課長 すべてという部分ではなくて、例えば、法人の秘密に当たるような部分につきましては、当然公開できませんけれども、公開できる部分については、選考過程について議会のほうに資料として出すということを考えております。

◎■委員 全文記録だと大変じゃないですか、事務局さんのほうで。

◎伊藤企画課長 先ほど申し上げましたように、テープを今とっておりまして、テープ自体を速記会社のほうに委託で出しますので、そういう意味では、逆に事務局としては手間がかからないという状況になっております。

◎■委員 今のご説明は、(1)でいこうということですか。

◎伊藤企画課長 事務局としては(1)で。

◎■委員 ちょっと1つ。この(2)の発言者の要点というのは、(3)にも書かれるのですか。どの程度入ってくるんですか。

◎伊藤企画課長 (3)ですと、会議全体の大ざっぱな記録になると思われますけれども、(2)ですと、発言者ごとに要点として記録が残ることになります。ただ、先ほど言いましたように、委員の名前につきましては非公開ということで、議会のほうにも言ってありますので、仮に会議録自体が公開になるとすれば、委員の名前は当然伏せまして、委員として発言なさった概要が出るという形の記録になります。全文の場合は、テープで起こしたそのままが会議録になるということになります。

◎■委員長 いかがでございましょうか。私もきちんと把握しておりませんでしたけれども、事務局のほうのご説明ですと、もう一度繰り返させていただきますと、予算措置としましては、全文記録というのは十分可能だということのようございます。テープの反訳委託料の措置が既にされていると。情報公開はまた別途の観点から、なりましたらば、どの部分を公開にするとか、非公開にするとか、そちらのほうのお考えもあるかと思いますけれども、会議録の記載の方法につきましては、いかがでございましょうか。■委員、よろしいでしょうか。

◎■委員 事務局でそういう不都合があるというのであれば、全文記録もやむを得ないかなというふうに思いますけれども。その後の議会に支障があるようであれば、全文記録がいいと。ただ、委員の名前が伏せられるから、よろしいんじゃないでしょうか。

◎■委員長 そうですか。ありがとうございます。ほかの委員の方、ご意見、どうぞ。

◎■委員 議会対策のために、やむを得ないということのようありますので、今副委員長

もおっしゃっているとおりで、仕方がないと思いますが、くれぐれも我々の発言が、言いたいことが言えないようなことにならないようにだけ、ご注意願いたいと思います。

◎委員長 ありがとうございました。それでは、いろいろ委員の先生方からご意見ちょうだいいたしましたけれども、とりあえず、審議内容につきましては記録化すると、すべてを残すということで、会議録の発言内容につきましては、全文記録といたしたいというふうに委員長としては、今のご意見をちょうだいして、思ったわけでございますけれども、これでご異議なしでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長 それでは、ご異議なしということで、一応承ったということで、全文記録とするということで、決定いたしました。

それでは、続きまして、指定管理者制度の概要についてということでございます。事務局のほうから説明をお願いします。

◎伊藤企画課長 それでは、ご説明をさせていただきます。事前にお送りしております資料1から資料9までにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、公の施設ということでございますけれども、これは地方自治法に規定がございまして、住民の福祉を増進する目的を持ちまして、住民の利用に供するため、普通地方公共団体が設ける施設と書いてございます。具体的には資料3を見ていただきたいのですが、昨年の9月の議会に資料としまして提出したものでございまして、小金井市として指定管理者をどういった施設に導入していくかという一覧表になっておりますけれども、その名称のところに書いてあります1番から32番のそれぞれの施設が、公の施設に当たるということになります。

有料自転車駐車場から始まりまして、23番の市道、道路も公の施設になりますし、24番の下水道も公の施設になります。それから、公民館とか図書館、小・中学校、こういったものも公の施設になるということでございます。

それで、これらの公の施設の管理につきましては、従来から直接市の職員がその管理を行うのではなくて、公共的団体、あるいは市の出資法人に管理委託をすることができるという制度があったわけでございますけれども、官から民へという時代の潮流を受けまして、その受け皿として公共的団体などの限られた団体ではなくて、広く民間企業も含めました団体へ管理を任せることで、平成15年9月からでございますが、この指定管理者制度が導入されております。

最初に、指定管理者制度の根拠ということで、資料1を見ていただきたいと思います。指定管理者制度の根拠になる条文でございまして、地方自治法第244条の2ということになります。左側が新しく指定管理者制度を定めるための改正された条文です。右側が改正される前の条文でございまして、第3項のところを見ていただきたいと思います。改正される前ですけれども、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で

政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる」という規定がございました。これは、今申し上げましたように、自治体が2分の1以上出資している法人、あるいは公共団体か公共的団体ということで、委託先が限られておりました。これが左側の第3項を見ていきますと、「条例の定めるところにより」というのは同じございますが、「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの」——それを指定管理者と呼びますけれども——「に、当該公の施設の管理を行わせることができる」というふうになっております。

こここのところは、法人その他の団体ということでございますので、法人格がなければいけないということではなくて、法人格があってもいいし、法人格はなくても団体ならよいと。個人はだめですということでございます。普通地方公共団体が指定するということになります。その関係で、第4項から第7項までが新たに追加になっております。第4項は、そういう条例で定めるんですけども、条例には、指定の手続、それから、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、そういうものを定めると。

それから、指定管理者の指定は、期間を定めて行うということで、単年度でもいいし、2年、3年ということで、期間を定めて指定するということになります。

第6項は、指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければいけないと。市長が決めてしまうということにはならなくて、議会でここでいいという議決が要るということになります。

また、指定管理者になった場合につきましては、毎年度終了後、事業報告書を作成し、自治体に提出しなければならないというのが第7項になります。

次の第8項、第9項につきましては、従前も第4項、第5項で規定がございました。公の施設を使う場合につきましては、通常ですと使用料という形で市の収入になりますけれども、利用料金ということで、今まで管理をしていた管理受託者がその利用料金を収入とすることができたのと同じ形で、指定管理者も利用料金制をとれば、その利用料金はそのまま収入になるという規定です。

とりあえず、第8項だけ読ませていただきます。「普通地方公共団体は、適當と認めときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる」ということになります。ですから、例えば体育館を、株式会社が指定管理者になったとして、その利用者がどんどん増えてきたとすれば、利用料金制にしていれば、利用料金は会社の収入になるということになります。使用料という形で、市の歳入に入れるとなれば、どんなに利用者が増えたとしても、それは市の収入になるということになります。

第9項、第10項につきましても、従前からございまして、それぞれ管理委託、あるいは指定管理をしていたときの監査のやり方といいますか、お任せするに当たっての監査の規定といいますか、そういうものになります。

第11項につきましては、指定の期間を定めまして指定をしますので、その途中で不都合が起きたときには、指定を取り消さないといけませんので、そういう規定が第11項です。読みます。「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる」ということで、不都合が起きた場合は、途中で取り消せるという規定です。取り消しの場合は、議会の議決は規定がございませんので、市長の側で取り消しができるということになります。

最後のところで、付則の第2項を見ていただきたいと思いますけれども、「この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、なお従前の例による」ということで、平成15年9月に施行されておりますので、18年9月までに管理委託をしていた施設について、指定管理者制度にするのか、直営に戻して市が業務委託をするのか、制度を選択してくださいということで、ことしの9月までにどうするかということを決めなければいけないというのが付則の第2項ございます。

それでは次に、資料2を見ていただきたいと思います。今申し上げました部分につきまして、多少わかりやすく書いてございます。1行目です。先ほどの自治法ですけれども、平成15年6月6日に法律が成立しまして、9月2日に施行しております。3年後ということですので、先ほど申し上げましたように、ことしの9月1日までにどうするかを決めるということで、小金井市としては4つの施設について4月から、9月から清里山荘について導入をしたいということでございます。

1ページの表につきましては、今までの管理委託制度と指定管理者制度の大ざっぱな違いにつきまして書かれております。特に一番下のところです。これまで、管理委託の場合は、処分については委託はできないということでございましたが、指定管理者になりますと、その処分についても行うことができます。先ほど言いましたように、体育館が、株式会社が指定管理者になったとすれば、その株式会社が体育館の使用許可を出せるということになります。

次に、2ページです。先ほどの指定の手続とか、管理の基準、業務の範囲といったものがどういったものであるかについては、その指定の手続、管理の基準、業務の範囲というのはこういうことですよというのが1番です。

2番目は、議会の議決が要りますので、議会の議決にはどういったことが必要なのかというのがそこに書かれておりまして、議会の議決に当たっては、施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間、この3つだけでいいということでございます。ただ、議会の中で言われているのは、先ほど申しましたけれども、その3つだけでは、なぜこの会社になったのかというのがわからないではないかということで、もう少し資料を出せというふうに言われております。

4ページを開いていただきたいと思います。指定管理者導入の流れになります。原則としては公募になりますので、指定管理者制度の導入を決定して、条例で定めますので条例を整備し

て、その後、募集をして、申請を受け付け、審査をして、指定の議決を議会で得て、協定を締結して、ということになります。

次の資料4と5につきましては、これも9月議会に出したものでございますが、現時点での小金井市の考え方につきまして、資料4。それから、資料5は、先ほどの指定の流れと同じでございます。

資料6と資料7につきましては、指定管理者を指定する場合につきましては、指定の手続を条例で定めなければいけません。やり方としては、手続関係の条例の制定と個別条例の一部改正でやる場合と、個別条例にすべて手続も入れましてやる方法と、二通りありますけれども、小金井市は指定の手続関係の条例を1つつくりまして、あとは個別条例でそれぞれ改正するというやり方をとっております。

指定の手続関係の条例が資料6です。第2条が公募です。原則としまして公募しますので、公募の規定がございます。それから、第3条が申請の関係です。申請する場合は、事業計画書、あるいは経営状況等の概要を説明する書類、その他規則で定めるものを出していただくということになりますし、欠格条項につきまして第2項で定めております。こういった方が役員にいる場合は、申請ができないということです。

第4条を見ていただきたいと思います。公募をして、申請を受けたときには、(1)、(2)、(3)、(4)につきまして判断をして、指定管理者の候補者として選定すると。候補者の選定に当たって、第2項でございます。「市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、第16条に規定する小金井市指定管理者選定委員会の意見を聴く」ということで、候補者の選定に当たって本委員会の意見を聴いて、選定をするということになります。

第5条が公募によらない選定ということで、公募しない場合もあるということになります。

第7条が指定の期間ということで、小金井市としては、5年以内ということで考えております。

次に、飛ばしまして、第16条を見ていただきたいと思います。この指定管理者選定委員会の規定でございます。第2項が、「5人以内で、学識を有する者のうちから市長が委嘱する」ということと、あと第8項で、「選定委員会は、必要に応じて指定に係る公の施設の運営に関し専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し資料の提出、説明、その他必要な協力を求めることができる」ということで、関係者の説明の要求ができるというのが第8項になります。

資料7の施行規則につきましては、今の条例の細かい部分について定めております。当委員会に関する部分については、第11条にございまして、委員さんが欠席する場合ですけれども、半数以上の委員さんがいないと会議は開けないととか、どうしても意見が一致しないときは、過半数で決するというふうな規定がございます。第4項では会議は公開しないということを定めてございます。

最後に資料8と資料9です。小金井市は現在、4つの施設について4月から、それから、清

里山荘については9月から指定管理者制度を導入するということで、12月議会で資料8のような形で個別条例の改正を行っております。

資料9は、改正する前の全文でございます。

きょうこれから取り上げます清里少年自然の家につきましては、資料8の1ページから4ページの部分が該当いたしまして、特に第3条のところで、これまで教育委員会が管理するという規定になっておりましたけれども、指定管理者に行わせるという形で、条例を変えております。

雑駁ですけれども、ひとまずお渡ししております資料に基づきまして、指定管理者制度の概要につきまして説明をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

◎■委員長 それでは、説明は終了いたしました。長時間になりましたので、特にご質問がなければ質疑は省略させていただきます。よろしいでしょうか。

◎■委員 1つ。すみません、資料1の改正法のほうの第3項ですね。細かい質問になりますけれども、「することができる」という意味は、先ほど説明では個人はダメだよという話だったんですけど、「することができる」というのは、個人でもいいという意味なんですか。

◎伊藤企画課長 その規定につきましては、条例で定めれば、指定管理者に公の施設の管理を代行させることができるということでございますので、仮に業務委託で何かを行う場合については、個人に業務委託を行っていただく場合もあると思いますけれども、指定管理者につきましては、その条文にあるように、法人その他の団体しかできないということになります。

ですから、最後の文末のところの「できる」というのは、指定管理者制度にするか、あるいは直営で市の職員がやってもいいし、直営で業務委託にするということもできますので、そういう意味で「できる」という規定になっております。

◎■委員 そのときの判断というのは、市のほうでやるわけですか。例えば、この第3項の「必要があると認めるときは」というのは、これは市のほうで決定する……。

◎伊藤企画課長 そうです。ですから、指定管理者制度を導入するかどうかにつきましては、原則的には市のほうで判断をしたいと思っております。

◎■委員 了解です。

◎■委員長 よろしゅうございますか。

それでは、以上で、指定管理者制度の概要についてということを終了いたします。

次に、小金井市立清里山荘の指定管理者の公募についてを議題といたします。本件につきまして、説明のため、中川教育部次長、伊藤生涯学習課長補佐に出席を依頼しております。また、教育長から諮問書が届いておりますので、代理として中川教育部次長から諮問をお願いいたします。

◎中川教育部次長

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 様

小金井市教育長

谷 埼 十四雄

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき別添資料のとおり、下記の次項を諮問します。

記

平成17年度 諮問第1号・小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について  
添付資料

- 1 清里山荘パンフレット
- 2 選定作業日程表
- 3 小金井市立清里山荘指定管理者募集要領
- 4 小金井市立清里山荘指定管理仕様書
- 5 小金井市立清里山荘指定管理者選定基準

よろしくお願ひいたします。

◎委員長 ただいま教育部次長から小金井市立清里山荘の指定管理者の公募について諮問がございました。先ほど事務局から説明がありましたように、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続条例によれば、第2条で公募、第3条で申請、第4条で候補者の選定、そして同条第2項で、市長等は前項の規定により、指定管理者の候補者を選定するときは、指定管理者選定委員会の意見を聴くものとするとしております。今後、清里山荘は公募により、申請書が提出され、候補者を選定するに当たり、どのように公募するのか、どのように審査するのかについて決めておかなければいけないということで、公募の前に本委員会に諮問をされているものであります。したがいまして、これから担当課から説明をいただきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思います。

それでは、担当課の説明をお願いいたします。

◎中川教育部次長 では、既に皆さんご存じのとおり、清里山荘の施設の概要から説明いたします。なお、伊藤生涯学習課長補佐が応募から選定、公募関係、それから、中島主査が兼務で清里山荘の所長になっておりますので、細部説明を担当します。

まず、お手元の私どもがつくりました資料で、清里山荘利用状況というものと、その裏面に利用人数、経費関係、両面印刷になっております。3ページ目に天体教室の関係、4枚目に親と子のふれあい教室という講座関係、最後に地方自治法施行令という3枚の資料をお手元にお配りしております。あとはパンフレットですので、資料の確認をいただきまして、これらにより概要説明をいたします。

まず、清里山荘につきましては、昭和38年7月に林間教育施設、いわゆる小学校の夏休みの林間学校として建設されまして、当時は木造2階建てということで、すべて団体棟でつくられておりました。現在のこのパンフレットにございます鉄筋づくりの施設は、平成3年に当時

の文部省の補助金を使いまして、少年自然の家という冠をいただきまして、だれでも利用できます社会教育施設としてオープンいたしました。このパンフレットにありますように、林間学校利用のための団体棟、一般市民も使えるようにということで、個人棟10室、障害者のための部屋1部屋、体育館、研修室等、こういう設備を備えて清里に新装オープンいたしました。現在、所管は生涯学習課です。

現在の運営は、直営方式の業者委託ということで、後ほど説明いたしますが、現在の仕様内容により、業者委託しまして、山荘に市が雇用しました非常勤嘱託職員が1名常駐しております。そこで、生涯学習課の事務局と非常勤の体制により管理運営しているということです。

市民の利用状況ですが、先ほどお配りした1年間の季節ごとの毎月の利用人数、市内・市外の利用者という一覧表がございますが、オープンの翌年、平成4年の1万1,656人をピークに毎年減少しております。平成9年に1万人を切りまして、9,852人。お手元の資料にありますように、2ページ目の経費関係の上のほうに、市内の利用者、市外の利用者の下の欄に合計欄がございまして、平成16年は7,579人という状況になっております。ただ、その資料でわかるとおり、ここ4年間、7,500人レベルを維持しているということで、林間学校とりピーターが定着し始めたのかなと。これ以上下がることは現時点では考えておりません。

なぜこのように減少してきたかと、私たちの考え方は、若者たちの清里人気が落ちてきた。当時は、芸能タレントなどのいろいろな施設がありましたけれども、今はほとんど廃業になつております。そういうことと、林間学校を主体とする生徒数の減少もあるということが大きな要因になっておりますが、特に清里は温泉もございません。それから、観光的な特色もあまりなく、特に7月の一番気候のいい時期が林間学校の利用と重なりまして、一般市民の利用が先ほど言ったように10室に制限されるということで、かなり制約がある。

また、利用者が少ない冬期の11月から翌年の3月まで、団体棟は閉館しております。これは利用者が少ないとということと、暖房費の効率から考えて、10室の個人が泊まれる部屋で運営しております。

利用者については、おいしい空気ということと、ハイキング、赤岳への登山口であること。青少年の野球、サッカーの団体、卓球、剣道の団体等の夏の合宿に使われております。また、高齢者の団体の利用が最近増えてきたということと、一定のリピーターが定着してきた、こういうことで、7,500人を維持できるのではないかと思っております。

またここで厳しい条件がございまして、教育関係の協議会の中で、林間学校の日数を増やそうという答申が出まして、今現在、2泊3日のところを今回、3泊4日として、さらに7月の学校運営で使う団体棟が1日増加するということで、9校で9日相当となり、一般利用については若干制限がまた増えるという中で、私どもは指定管理者制度に移行いたします。山荘は、社会教育施設でございますので、特に天体望遠鏡の大きなものを持っております。年間10回から11回、宿泊者のために天体教室を開いております。大きい天体望遠鏡で、特に清里は天体、星空を見る研究施設も多いので、空気がきれいだということで、年間約200人、1回当

たり20人前後ですが、利用されている。こういうものは今後指定管理者になっても、継続事業としてまいります。

同じように、次のページに、親と子のふれあい教室ということで、資料の中に①から⑧という、いろんなカリキュラムをそろえまして、ご希望によって変えていく形で、これも年間8回程度、非常勤を主体にしながら開催しております。これも平均20名ぐらい参加しています。こういうことで、社会教育施設としての役割を持って、2つの講座をやっておりますが、このような社会教育施設として指定管理者が民間企業としてどのような講座、イベントを企画していくかが、今後の市民の利用の増加につながっていくと思っております。

先ほど企画課長から、いろいろ指定管理者の制度についてご説明がありましたが、私どもは指定管理者の特徴は、やはり一定の管理料という管理運営の担保を私たちが支払います。食事料は従前どおり委託業者の収入になっております。食事については、私たちの指定するのは2品ほどあります、清里の食事は1,400円と2,400円という決められた食事があります、こういう食事料は従前どおり、今後も業者の収入で行っています。

特に、指定制度ですので、利用料金制度をとります。すべて利用料は指定管理者の収入となります。先ほど企画課長の説明したとおり、利用者を増やせば収入も増えるというところです。ただし、今市民は1泊1,500円で泊まっております。食事料は別なので、100人増加しても収入は15万円にしかならないという厳しい社会教育施設ですが、指定管理者に対しては、現行の管理運営を担保する管理委託料から一定の平均利用料金を差し引きます。現在、約600万弱の収入がございます。それを指定管理料から私どもは差し引きます。ということは、最低利用者のその表にありますように、7,500人程度の管理委託料を払いますので、そこから赤字は出ないが、7,500人で利用者が増えなければ収益が出ない。それをこれから民間会社として、お客様を集めさせていただくことで、努力していただいて、魅力あるイベントや講座、コンサート、体験学習、そういうもので利用者が増えてくれれば、これから収入は増えてくる。そこで、企業としての努力目標ができるという制度をとっておりまして、これは近隣市、今2市が行っておりますが、同じような考え方で、一定の年間平均収入を管理料から引いた部分でお願いするという方法で考えております。

最後に、資料の2ページ目、裏面に平成13年度の下段のほうに下がっていきますと、管理運営委託料という白い、網目のかかってない欄が出てくると思います。これは、平成13年度まではオープン当時から1者随契できたところでございます。14年度は、1者随契から競争入札を実施しました。委託料は約3,024万円ということで、約50%、2分の1の額で今委託しております。そういう低額の委託の中でも、利用者から苦情もなく、今現在山荘の運営をしております。昨年指定管理者制度を導入した2市では、今回の実質的に競争入札になったおかげで、委託料は減額したと聞いております。小金井市は、平成14年度に競争入札で業者決定しております。公募業者につきましては、今後、最低限7,500人の利用規模と、今私たちが考える仕様内容で、これだけの指定管理料を担保すれば、あとはお客様を増やす努力を

行えば収入が上がるということを説明していきたいと思っております。

以上、概略説明が終わりましたので、後ほど質問等がございましたら、お受けいたします。

なお、ここに持ってきてましたパンフレットですが、今清里山荘は武蔵野市、三鷹市、小金井市、西東京市という4市で共同利用ということで、ここの市民の方々は相互利用できます。

◎委員長 よろしいでしょうか。

それでは、引き続いてご説明をお願いいたします。

◎伊藤生涯学習課長補佐 続きまして、選定日程についてご説明をいたします。本日お配りいたしました諮問書の1ページをめくっていただきまして、早速で申しわけないのですが、一部訂正するところがございます。下から、数字が入っている真ん中の欄です、日程のところで「38846」とありますが、これは設定の間違いがございまして、「5月10日」ということになります。下のほうの教育委員会承認というのが「38846」というふうになってございますが、「5月10日」です。

では、日程ですが、上のほうには条例化等のスケジュールも書いてございますが、中ほどの公募作業というところから始めていきたいと思います。本日、選定委員会が開催されているのが2月8日ということになります。ここで募集要項等のご承認をいただきたいと考えております。

続きまして、市報の締め切りが2月10日になってございます。これは3月5日号に載せるための締め切りです。

ご承認を賜った募集要項に基づいて、インターネット、市報に募集の掲載をしていきたいと考えております。募集要項の配布が3月6日から15日、次の日の16日には現地説明会を実施する予定にしております。

その後、質問を受けまして、その締め切りが3月20日、回答日が3月24日を予定しております。これはホームページ上ですべて回答しようと考えております。

申請の受付ですが、3月29日から4月3日の間で受付をいたします。場所は教育委員会、第2庁舎の7階のほうで行う予定でございます。

それから、選考ですけれども、これにつきましては、委員さんのはうで若干お話をしていたいだいたほうがいいのかなと思うのですが、書類選考のみとするか、あるいは、実際にヒアリング等を行うのかということについては、まだ私どものほうでは決定してございません。

候補者を決定いただいた後、6月の議会で議決をしていただいて、9月に開始ということになりますので、6月の議会に間に合わせるために、議会上程が5月19日。5月19日の議会上程のためには、教育委員会の承認が5月10日ということになってございます。動かせない日として、5月10日の教育委員会の承認となっておりますので、ここまで間の間に候補者を決めていただきたいということになります。

次ページ以降は、ガント表になってございますが、これは今言ったものを表に落としたものですので、ご参考までにご覧いただきたいと思います。

以上で、日程の説明を終わります。

◎委員長 日程につきまして、ご質問ござりますか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、募集要項ということで、お願ひいたします。

◎伊藤生涯学習課長補佐 めくっていただきまして、小金井市立清里山荘指定管理者募集要項というページがございます。目次がございまして、次の2ページ目が施設の概要ということになっていますが、これにつきましては、次長のほうから詳細な説明がありましたので、割愛させていただきます。

それから、めくっていただいた3ページの2ですが、指定期間を定めてございます。平成18年9月1日から平成21年3月31日までの2年7ヶ月になっております。

管理者は教育委員会です。

指定管理者の公募及び選定方法・選定委員会の設置ということで、公募及び選定は、提案型公募を採用したいということでうたってございます。

それから、次が大まかなスケジュールとして、先ほど説明したものを大まかに知らせたということで、割愛させていただきます。

公募の手続ですが、3月5日にホームページ、それから、市報に掲載いたします。

関係書類は、窓口配布と、ホームページからのダウンロードにしたいと考えております。

それから、現地説明会については、1団体について3名以内として、法人等の名称を説明の前日までにご連絡いただくようお願いしているところです。

説明日ですが、3月16日、1時から3時まで。場所は清里山荘の研修室を予定しています。

次に、問い合わせ先として、教育委員会教育部生涯学習課生涯学習係、市役所第2庁舎7階、電話番号、ファクス、電子メールを記載してございます。

注意としまして、配布資料については、各自プリントアウトして持ってきてくださいということでうたってあります。

それから、質問のある場合には、3月20日までに電子メールまたはファクスで、できるだけ電子メールでお願いをしたいということでうたっております。回答は3月24日、ホームページ上で行う予定であります。

申請書ですが、平成18年3月29日から平成18年4月3日までということになっております。

提出方法ですが、郵送等は認めておりません。直接ご持参くださいということにしてあります。ヒアリング等がある場合には、後日通知をいたします。

選定結果については、応募者に対して文書でお知らせをします。

なお、ここで決定されたものは、指定管理者の候補者であって、議会の議決によって正式の指定管理者になるということで、法の定めどおりにうたっております。

議会の議決の後は、指定管理者と本市とで協定を締結して、業務に移っていくということになります。

それから、大きなⅡ番目として、指定管理者が行う業務の範囲。清里山荘少年自然の家条例第4条に掲げる業務ということで、これは、先ほどの資料の後ろのところに書いてありますが、少年自然の家は、次の各号に掲げる事業を行うということで、（1）自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然に親しむ事業。（2）登山、ハイキング、その他野外活動事業。（3）として、少年団体等の指導者研修事業。（4）として、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業となっております。これは条例で定めているものですので、これらの事業について行ってくださいとうたってあります。

それから、清里山荘の設備、備品の維持管理。宿泊者に対するサービス提供。使用の承認、取り消しの業務。5番目としまして、利用料金の収納、減免に関する業務。6番目として、1から5に付随する業務としてあります。

Ⅲ番目として、指定管理者による管理運営の条件として、1つは事業内容として、施設の管理運営。指定管理者は、教育委員会と締結する協定書及び指定管理業務仕様書に基づいて施設を適切に管理運営するとともに、良好なサービスを利用者に提供してください。

それから、施設及び備品の維持管理。指定管理者は、指定管理期間中は、指定管理業務仕様書に定めるすべての施設、備品台帳に記載された備品等を良好な状態で維持管理していただきます。

事業運営の特例条件として、教育委員会は、指定管理者の当該管理運営業務または当該管理運営業務に係る経理の状況に關し、定期にまたは臨時に報告を求め実地にて調査し、または必要な指示をしますということで、教育委員会として必要と認める場合には、いつでも調査をし、また、指示をするということをうたってあります。

利用料金についてが次のページになります。清里山荘の施設を利用するに伴う利用料金等のすべての収入は、指定管理者の収入とします。

教育委員会の負担する費用としては、指定管理者に支払う管理経費が1つあります。教育委員会は、指定管理者に清里山荘の管理運営に必要な経費を毎年度委託料として支払います。管理経費の額は予算の範囲内として分割で支払うものとします。支払い時期や方法については、協定で定めることとしてあります。

（1）以外での教育委員会が負担する経費として、修繕関係、1件50万円以上の修繕にかかる費用。それから、備品関係では、備品台帳に記載されているもので、1件10万円以上の備品の買いかえに要する費用は、教育委員会で負担をします。

それから、借地料。

それから、4番目として、八ヶ岳学校寮地区利用者協議会という、清里地区に学校関係の協議会がございますので、これらへの負担金については市のほうでお支払いをします。

それから、火災保険料及び施設賠償責任保険等の保険料についても市のほうで支払いをします。

4番目として、指定管理者が負担する経費としては、上に掲げる教育委員会で負担する経費

以外の経費すべてということになります。

それから、備品の帰属ですが、備品台帳に記載のある10万円未満の備品が経年劣化等によって使用できなくなった場合には、指定管理者が補充して、教育委員会のものとなる。もともとあったものですので、使えなくなったものは新しいものに買いかえて、教育委員会に戻してくださいということです。

従業員の宿舎として、管理人を2名常駐させ、館内の管理人室を利用させてまいります。管理人室がございますので、24時間、宿泊者に対するサービスや防犯上の関係もありますので、これは必ずやっていただきたいということです。

それから、指定期間満了後の措置として、指定管理者は、指定期間満了後は原則として施設を原状に復していただきます。教育委員会は、施設・備品等を点検し、適切に管理が行われていたかどうか確認を行い、万一適切に管理されていないと判断される場合は、応分の負担を指定管理者に求めることができます。

指定管理者には造作等の買い取り請求権は認めてありません。

8番目として、指定管理者への切りかえに係る措置として、指定管理者は、移管される以前に教育委員会が承認した予約申し込みについて、移管後すべてを引き継いでくださいということです。これは9月1日から指定管理者になりますが、予約は個人については3カ月前から、団体については6カ月前から受け付けることになっておりますので、それらの業務は現行どおり市の教育委員会のほうで行います。ここで受け付けた利用者については、9月1日以降、指定管理者のほうが受け入れて、宿泊等のサービスを提供していただくということになります。

続きまして、6ページ、応募の条件等になりますが、応募者の資格ですけれども、法人その他の団体としております。個人での応募は認めておりません。

それから、制限としまして、次に該当する団体は応募者となることができないということです、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

それから、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第2項に掲げる者。

それから、本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者。

それから、直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税及びその他の諸税を滞納している者。

それから、国、都道府県、または区市町村から指名停止処分を受けている者。

会社更生法及び民事再生法の適用を申請している者。

団体またはその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者。これらの者は応募することができないということあります。

応募の書類ですが、別に配布する指定管理業務仕様書を参考にして、次の書類を提出してくださいということで、下のほうに列記してございます。(1)から(4)については1部、それ以外については10部ということで定めております。

指定管理指定申請書、欠格役員不存在誓約書、登記事項証明書、納税証明書等、これは先ほ

ど申し上げました法人税、消費税、地方消費税、市・都民税等が正しく納付されているということを証明するものであります。これらのものについては、1通あれば現状を確認できますので、それでよろしいかと思います。

それから、申請者の概要がわかる書類としまして、会社の経歴及び実績、代表者の履歴書、役員構成及び従業員数、事業概要。

定款、寄附行為、規約またはこれらに相当するもの。

指定管理指定申請書を提出する日の属する年度の団体の事業計画書及び前年度の事業報告書ということで、団体の性格を見させていただこうというところです。

管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務内容、配置図。

(9) として決算報告書（直近3事業年度分）。

(10) として事業計画書。指定管理業務仕様書の「2管理運営に関する業務」を行うための基本的な考え方とその方法。施設の利用に関する業務、施設の設備及び衛生管理に関する業務、その他の業務としてあります。

利用料金の設定に関する考え方について、それから、利用時間の設定について、これも指定管理者の考え方を提出していただく予定にしております。管理運営業務を通じて取得した業務管理情報及び個人情報の保護の扱いについての方針及び具体的方法についても提出していただきます。集客を目的とした企画事業等の内容及びその効果。災害の防止策及び対応策、訓練並びに安全に関する考え方について。

(11) として、小金井市立清里山荘の管理運営に関する業務の年度別収支予算書、これは指定管理期間2年7ヶ月にわたって収支予算書を提出していただこうということです。

(12) として、年度別の管理運営に要する受託額としてあります。

大きな4番目として、応募に関する留意点。

虚偽の記載があった場合には失格といたします。

応募書類については、理由のいかんを問わず返却をいたしません。

応募書類を出した後の辞退については、辞退届——これは書式は任意でございます——を提出してくださいとあります。

応募に関する費用については、すべて応募者の負担とします。

言語については日本語、通貨については円単位です。

それから、提供した資料について。教育委員会が提供した資料は、本件目的のためにのみ使用し、他に使用することは認めません。

その他、次のいずれかに該当する場合は失格とします。応募期間を過ぎて書類が提出された場合。審査の公平性に影響を与える行為があった場合。以上の場合には、失格とさせていただきます。

次に、選定に関する事項ですが、選定方法は、指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会に諮問し、同選定委員会の答申を得て、教育委員会が指定管理者候補者を決定しま

すとしてあります。

それから、評価方法ですが、これにつきましては、この冊子の一番後ろのページ、こちらのほうに配点も含めて載せてありますので、項目は一緒ですので、こちらを先に説明させていただきます。

1番目として、公平・公正な使用の確保としてあります。施設の設置目的に合った理念・運営方針を持っていること。それから、施設の利用に関して公平性を維持する考え方を持っていることとしてあります。これらが満たされない場合には、管理運営上ふさわしくないということで、失格ということはどうだろうかと考えております。

それから、事業者の現状と実績ということで、経営が安定しており、管理運営を継続的・安定的に行う能力を有すること。それから、施設及び類似施設の管理運営に実績があり、評価を得ていること。3番目として、類似事業での企画・実施の経験が豊富であること。

それから、基準の3として、サービスの向上。サービスの向上・利用促進の具体的な計画があること。2番目として、施設の設置目的にかなった事業提供が可能であること。3番目として、施設の設備や機能を十分に活用していること。4番目として、利用者要望の把握に配慮があること。

それから、審査基準の4番目として、経費の縮減など効率的な経営が行われるかどうかということです。収支の見込みと事業計画が適正かつ実現可能であること。この場合、著しく整合性に欠ける場合には、失格ということでどうだろうか。いわゆる一円入札のようなあり方というのはふさわしくないのでないかと考えております。それから、利用者の増加による収支状況の改善に向けた計画があること。経費縮減のための工夫がされることなど、効率的な運営の仕組みを有すること。

5番目として、安定的な施設運営の継続的提供。施設の管理運営に当たって、適切な職員配置がされていること。2、個人情報の保護について十分な配慮があり、必要な措置を講じていること。3、施設管理手法及び維持管理体制が明確になっており、安全で安定的な施設管理ができること。4として、事件・事故の防止策がなされていること。5番目として、緊急時の対策が十分であることというふうになります。

以上が選定に関する事項の部分です。

それから、戻っていただきまして、VI番目、協定に関する事項ですが、指定管理候補者との協議を踏まえ、市議会の議決後に指定管理候補者を指定管理者に指定するとともに、本協定を締結します。なお、協定書の発効は、平成18年9月1日となります。

協定内容として、以下の点が考えられます。

1番目として事業計画に関する事項。2番目として管理の基準に関する事項。3番目として利用料金に関する事項。4番目として経費に関する事項。5番目として管理上生じた損害の賠償責任に関する事項。6番目として管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容に関する事項。7番目として管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する

事項。8番目として事業報告書の作成及び提出に関する事項。9番目として緊急時等における対応方法に関する事項。10番目として指定の取り消し及び業務の停止命令に関する事項。11番目として前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために教育委員会が必要と認める事項としてあります。

大きなⅦ番目として、実績評価に関する事項。

1、事業報告書の作成及び提出。指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後60日以内に教育委員会に提出していただきます。ただし、指定管理者が年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日の翌日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を教育委員会に提出していただきます。

また、事業報告書には、次に掲げる事項を記載し、月報等毎月の状況が確認できる資料を添付してください。

(1) としまして、管理業務の実施状況及び利用状況。(2) 管理に係る経費の収支状況。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項。

それから、法令の遵守としまして、業務を遂行する上で、関連する法令がある場合には、それらを遵守することとします。

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、小金井市立清里少年自然の家条例、小金井市個人情報保護条例、小金井市情報公開条例及びこれらの条例施行規則並びに、地方自治法などの関係法令を遵守させることとしています。

それから、その他としまして、事業の継続が困難となった場合の措置を定めてあります。

(1) としまして、指定管理者の責めに帰すべき利用によって、事業継続が困難となった場合です。指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難となった場合は、教育委員会は指定の取り消しをすることができるものとします。その場合において、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく清里山荘の業務を遂行できるよう引き継ぐものとします。

2番目として、当事者の責めに帰すことができない理由による場合です。不可抗力、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことができない理由により、業務の継続が困難となった場合には、事業継続の可否について協議するものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく清里山荘の業務を遂行できるよう、引き継ぐものとします。

2番目としまして、協定の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置として、教育委員会と指定管理者は誠意をもって協議することとしております。

それから、添付資料ですが、1番目として、清里山荘利用状況（平成12～16年度）、過去5年間の決算資料、指定管理業務仕様書、施設図面、指定管理公募にかかるQ&A、備品台帳、指定管理指定申請書、欠格役員不存在誓約書、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例、教育委員会に係る小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、小金井市立清里少年自然の家条例、同施行規則、小金井市個人情報保護条例、同

施行規則、小金井市情報公開条例、同施行規則ということで、添付資料を16件としております。

以上で、募集要項の説明を終わります。

◎■委員長 ありがとうございました。

それでは、募集要項についてと、後ろの選定基準も一緒によろしいですか。両方あわせてご説明いただきましたので、最後の指定管理者選定基準も含めまして、募集要項について質疑を行いたいと思いますけれども、いかがでしょうか、ご質問。非常に膨大なものでしたけれども。

◎■委員 応募者は、その他の団体というのは1番は企業になると思うんですけれども、その場合、例えば健全な財務能力を有しないと。健全な財務能力というのは、何か基準とかそういうのはあるんでしょうか。

◎■委員長 いかがでしょうか。

◎中川教育部次長 私どもとしましては、指定期間が2年7カ月でございますので、2年7カ月間安定的に市民へサービス提供ができることと、会社自体が危うくなることで市民へのサービス低下、あるいは料金の急激な変化ということが起きないことを望んでおります。

以上でございます。

◎■委員 もう一点、評価のところで、途中で失格といいますか、不適だという場合は、再募集か何かをするわけですか。あるいは、応募がなかったとか、極端な話。

◎中川教育部次長 そのような場合は、管理者を選定するまでの間は教育委員会が管理運営できる規定になっていますので、教育委員会がすぐ引き継ぎます。その間に、再度こういう選定をまた開いていただいて、新たな業者を選んでまいります。

◎■委員 わかりました。

◎■委員 本日は、この指定管理者制度の公募作業の先駆けをなすものでありますし、相当慎重に考えなくちゃいかんと思うんですが、大体、市民のサービスということが大事であると。片一方には、経費の削減ということがおそらくこの指定管理者制度の前にあると思うんですね。その場合に、特に大事なことは、ここにある管理者の募集要項、あるいはその募集の仕方として、市報とかインターネットによる公募を考えているようですが、それは相当しっかりした業者を広く募集するわけですけれども、そこら辺の募集の仕方についてはっきりと効果的な方法を考えいただきたいということがあります。

次に、この募集要項と管理仕様書の内容といいますか、この書き方が今後の公募の1つのサンプルになると思うのですね。これは相当慎重にというか、私どもはいきなりこれを出されたわけですが、いかに考えるべきか、十分検討しなくちゃいかんのじゃないかと思うわけです。

そういう点で、市民サービスの問題と、いわば競争原理というか、コスト削減ということの両立をいかに考えるべきかとか、そういう観点も盛り込まなくちゃいかんという感じで、今ここに出された内容を一応見ておりますが、まだ具体的な意見は持つ余裕がありません。

以上です。

◎ 委員長 ありがとうございます。基本的な問題点の提示ということで、承っておきますけれども、いかがでしょうか。何かお答えはございますか。

◎ 中川教育部次長 先ほど私が最初に説明したときに、平成13年度から14年度に競争入札をしまして、約50%減になったという状況がありましたので、大きな経費削減は厳しいと考えております。また、私どもは、指定管理実施2市に出向き、選定の内容、仕様書、応募要領等を、参考にさせていただいておりますので、関係書類や方法等については問題はないと考えております。

以上です。

◎ 委員長 ありがとうございます。

◎ 委員 このたび公募によって、応募された方の選定をこの委員会で行うことになると思うんですけども、その際、応募書類が複数の法人、あるいは団体から提出されたときに、簡単な書式のものはいいと思うんですけども、特に事業の計画書、あるいはそれ以外のものに関してひな型を定めるおつもりがあるのかというのと、そのひな型が定められていないと、いろんな書式の書類が出てきた段階で、我々の審査が煩雑になるということと、一番は、公平を期すためにも、書き方とか、うまく書いてある書類が通りやすくなったり、ほんとうはいい団体であるんですけども、その書き方が、模範的な書き方が示されていないために不備であつて、それが落とされるようなことがあっていいのかなというところもあって、ひな型の提示はお考えなんでしょうか。

◎ 伊藤生涯学習課長補佐 事業計画書については、一定ひな型を考えてございます。今おっしゃられるように、すべてのものについてひな型をまだ考えているというところではないのが現状ですが、選定上ひな型を、あるいは書式を統一したほうが選定が公平に進むというご意見であれば、それに従って、そのようにしたいと考えております。

◎ 中川教育部次長 例えば、通常の法人が財務状況を出す、法的に決められた財務諸表がありますね。あれについては様式が決まっているんですか。それとも、各社が自由にという、それがわかりませんので、規定様式がなければ、市のほうである程度指定してもよいと考えています。

◎ 委員 公認会計士の [ ] がお得意な話ですけども、公益法人とか、何かの社団であるとか、あるいは企業会計に基づく決算書であると、内容が随分違ってきます。

◎ 委員 正規の法規の原則に基づいた決算書というふうに決められていますから、税法では特に決めていませんね。ですから、常識というか、一定の形がつくられているわけですから、決算書というものは、皆さんそれに従ってつくっているということですね。

私も質問、よろしいですか。年間、利用者が7,500人前後とおっしゃいましたね。利用料も非常に安いというか、そういう面で、一体年間どのくらいの総収入があるのか。あまり少ない場合は、経営がやっていけるのかどうかですよね。その辺のところ、非常なポイントではないかと思いますし、果たして応募者がどのくらい見込めるのかということをここで思ったわけ

なんですけれども。

それと、皆様もおっしゃっている応募書類、私も見て、これは大変だなと。非常に多いですね。これは集約できないものでしょうか、と思うわけです。これ、審査するだけでも大変だと思いますよ。

以上です。

◎伊藤生涯学習課長補佐 私どものほうとしましては、一応案ということでお諮りをしてありますので、会社の状況等がわかるのは、これだけあれば十分ですよ。また、こういったものまでは必要ないですよということであれば、ご指摘をいただきたいと思っております。事業計画書等については、一定出していただきたいと思うのですが、会社の信頼性というか、継続的な運営の判断に必要と思われるものにつきましては、委員のほうからのご指摘を賜りたいと考えております。

◎中川教育部次長 あと1点につきまして、先ほどの収益の問題ですが、私ども先ほど申しましたように、今現在委託をしている年間契約の部分については、7,500人ベースで、今かかっている経費については、管理委託料として担保します。よって、赤字にはならないところをまず担保します。そこから先ほど申しましたように、年間約620～630万円の使用料収益を管理運営費から差し引きます。7,500人で、通常の運営を行えば赤字にならない。このため一定の管理委託料を払います。そこから企業努力で、良い企画を持てば、リピーターや新たな利用者が増えてくる、それがすべて収益になります。利用人数が増えれば、食事料も增收となります。

◎■委員 今まで直営だったでしょから、実績があると思うんですね。その内で赤字にはならないと判断されているんですか。

◎中川教育部次長 現在、清里運営には市の非常勤1名を配置しまして、委託で運営しております。平成14年度から4年間、仕様書のとおり運営されており、苦情もほとんどないことから、委託料3,024万円をベースとした仕様内容であれば赤字にはないと判断しております。このような中で、利用料金制を導入し、利用者を増やすため事業企画に企業努力を行い、利用者が増えれば収益となつてまいります。

◎■委員 わかりました。ありがとうございます。

◎■委員長 今、■からご指摘の応募書類は、どういたしましょうか。これでよろしいですか。6ページから7ページにかけまして……。

◎■委員 これはほかのひな型があるんですか、こういうもので。独自のお考えで。

◎中川教育部次長 すでに指定管理者制度を導入した近隣市を参考にして作成しております。

◎■委員長 非常に大変ではないかというご意見で、これは直せるんですか。

◎伊藤生涯学習課長補佐 これは案ですので、最低限財務関係はこれだけ見ればいいということであれば、提出資料の削減はできます。事業の企画書については重要なので、それは必ず出していただきたい。

◎ 委員長 司会の委員長のほうから質問もはばかられて、実務に暗いんですけども、1点よろしゅうございますか。

先ほどのご質問ともちょっと関連しているんですけども、ホームページ等で公募して、申請書を出していただいて決定していくということで、日程が決まっているようで、発足が9月1日ということで、後ろから来ているようなんすけれども、締め切り等で、これで複数の法人さんのほうから出てくるという見通しで、前提で立てられているということですね。

◎伊藤生涯学習課長補佐 もし、よろしければ、応募書類について、1件ずつこれは必要か不必要か、特に（5）以降について、これは不必要ですよということであれば、ご指摘いただきたい。

◎ 委員 （7）、（9）あたりが省略できるかどうか。

◎ 委員 そうですね。それと（10）の②の利用料金の設定に関する考え方といつても、難しいでしょうね、こういうものは。

◎伊藤生涯学習課長補佐 これについては、後ほど仕様書のほうに出てくるところなんですが、利用料金は一定条例で上限が決まっておりまして、それ以下で決めてくださいということなんですね。他市を参考に作成しておりますので、確かに不必要という指摘はあるかと思います。

◎中川教育部次長 他市の状況は下げておりません。

◎伊藤生涯学習課長補佐 利用時間の設定についても、安全に利用者の便を図って、事業者の責任でやる分においては、市のほうで意見を差し挟むという筋合いではないのかなという思いもしてはおります。この2点については削除させていただきます。

◎ 委員長 何かありますか。

◎伊藤企画課長 今の部分なんですけれども、条例上、利用時間、あるいは利用料金については、教育委員会が認めれば、今条例で決まっているものを変更することができるという規定になっていますので、指定管理者のほうで管理運営するに当たって、そうしたほうが利用者が増えるとかという提案があれば、そこは書いていただいたほうが逆にいいと思いますので、これはこれで残しておかないと。

ただ、利用料金については上限が条例で決まっていますので、下げるという提案しかございませんので、ですから、下げられないという形で書いてくるか、下げるという提案になりますので、それは逆に出していただいたほうが市民としては安くなりますので。そういう意味なので、事業計画書のこの部分は削れないかと、逆に②、③は削れない。

◎ 委員長 このままということで。

◎ 委員 ですから、（7）とか（9）の3年分も要るのかどうかというあたりですね。

◎伊藤生涯学習課長補佐 募集要項で、例えば協定書のほうに、②、③、要するに料金や時間については協定書で定めるというのも手なのかなと考えるんですが、そうはならないですか。

◎ 委員 審査の段階で……。

◎伊藤生涯学習課長補佐 条例では「できる」規定になっておりますので、市の承認を受けれ

ば時間延長できるということになると思います。

◎ 委員 先ほど（9）の3年度、これはむしろ、先ほどの安定的とかということになりますと、やっぱり企業の経営状態については3年あたりを見ないと、その期だけがすごい黒というような場合もあり得るんじゃないかと思って、これは必要なんじゃないかという気がするんですけれど。

◎ 委員 すみません、決算報告書は、直近とありますけれども、もう事業年度から11カ月目という場合もあるんですよね。そうすると、試算表をある程度つけないと、さま変わりになっているケースもあるんですよ。国民金融公庫あたりは6カ月以上経過している場合は、試算表をつけろという指導になっていますけれども。

◎ 委員 当該年度の状況の。

◎ 委員 ええ。あんまり古いと意味がないと思うんですけどね。その辺の書類のほうが重要なポイントだと、我々審査するときも思いますね、見たいというかな。事業年度が終わって6カ月以内程度であれば、あんまり変化はないんだろうと思うわけですけれども。

◎ 委員 ちょうど応募時期が3月ですから、3月決算。

◎ 委員 3月決算だと、9月ぐらいまででしょうね。

◎ 委員 決算後6カ月以上たっている場合には、試算表を添付する。

◎ 委員 そのくらい出せるような業者でないと、経理の状態がベターでないと思うんですよ。だから、2カ月、3カ月に1回、試算表はつくっているでしょうからね。これは手間暇かからないと思います。

◎ 委員長 そうしますと、細かくになりますが、6ページ目のIVの3の応募書類の（9）の決算報告書（直近3事業年度分）、これは残すべきだというご意見と、ちょっと変えたらいいというご意見、2つ出ていますけれども、どういたしましょう。私は全くわかりませんので、ご専門の立場から。

◎ 委員 ②の場合は、下げる方向の考え方だということですから、確かに利用者にとっては安くなるということはいいことでしょうからね。ただ、非常に難しいんじゃないかと思うんです、つくる側にとってみれば。

◎ 委員長 どれですか。利用料金のほうですか。

◎ 委員 （10）の②、利用料金のほうです。利用時間の設定はそんなに難しい問題じゃないと思いますから、残しておいてもいいかなと思います。

◎ 委員長 この②と③は、今こちらの事務局のほうのお考えですと、あったほうがいいという、このままでいいというご提案だったと思うんですけども、決算のほうはいかがですか。決算報告書のほうは。

◎ 委員 決算報告書は、3事業年度……。刻々と変化しますからね、決算数字というのは。確かに3年分ぐらい必要かもしれませんし、直近を見るのが一番いいんですよ、どうしても。ずっと3年間売り上げも収益も減収減益になっている場合は、これはかなりの問題点があると

思うんですよね。2年間ではちょっと、どうです、████████。

◎████委員 貸借対照表を見れば、その時点の資産状況はわかると思うんですけども、その会社が健全に運営されているかどうかという部分は、このとおり、3年見られたほうがわかりやすいんじゃないかなと思いますけれども。

◎████委員 これはつくるんじやなくて、既にもうあるものを添付すればいいから、そんな時間もかからない、手間暇もかからないということだと思いますね。

◎████委員長 それでは、これはこのままでということで、よろしくございますか。ご専門のご意見をちょうだいしまして。

◎████委員 1つ、可能かどうか、お願いなんですけれども、応募書類の中で、事業計画とか収支の計画が出てきたときに、それがほんとうに整合性があるのかどうかというのを検討するためにも、教育委員会のほうの直近の年度の収支の報告書、これだと税理士の僕が見てもよくわからないんですけども、収支の報告書を開示していただけるのかどうか。

◎中川教育部次長 市の場合、企業会計と違いまして、単年度会計で歳入・歳出を別々に積み上げ、歳入・歳出額を合わせる予算編成です。民間のバランスシート的なものはできない。その予算の説明は生涯学習課で行います。

◎████委員 経費の内容が、例えば宿泊者1人当たりにリネンの部分で、洗濯代みたいなものが幾らかかっているのかとか、食事に関しての原価がどうなっているかのという部分が、今までどうだったのかというのが、やっぱり市民は今の食事の原価率で満足しているとすると、今度は新しい業者がその原価率を下げた場合には、食事に対して不満が出るでしょうし、そういう面で、細かい部分の比較ができないので、するためにその辺のデータがもしあればということで、お話ししています。

◎中川教育部次長 先ほど申しましたように、食事はすべて委託業者の分野なので、市は資料を持っておりません。

行政施策評価については、民間業者による競争入札等による委託額、職員人件費等清里運営の総経費を算出し、それを利用者1人当たり経費を算出すると約6,000円程度となる。市民1人当たりの経費は10分の1となる。市の持ち出し分を税の還元として市民サービスと考えるか難しいところです。しかし、今、指定管理者の運営でコスト削減を図るものです。

◎████委員 事業をやる場合に、中長期計画というのをつくるわけですが、その場合に、時間の設定とか、そういう個々の問題ではなくて、将来二、三年にわたってその法人というか、管理業者が受託する場合の収支計画は当然なくちゃいかんと思うんですね。そういう収支計画という言葉が出てこないので、これはちょっとおかしいんじゃないかと思うわけです。

◎伊藤生涯学習課長補佐 7ページの上のほうの（11）のところなんですが、小金井市清里山荘の管理運営に関する業務の年度別収支予算書ということで、これが指定管理期間の2年7カ月分出してくださいということで、お願いをしています。

それから、（12）としまして、年度別の管理運営の受託額となっていますけれども、委託

料をいくらに見積もるのかということで、お願ひをしてあります。

◎■委員 よくわかりました。これが一番というか、かなり大事なことだと思うんです。

◎中川教育部次長 私どもは、例えば何人増えるというのを目安にしてくれないと、イベントも何もしないで、人数が増えるわけはないので、ある程度計画的にリピーターを増やしていくというところが指定管理者にお願いするメリットなので、そういうことでよろしくお願ひします。

◎■委員長 よろしいですか。

それでは、時間が押していますようなので、また後で戻りまして、ご質問とかしたいと思いますので、次の業務仕様書のほうのご説明をしていただきたいと思います。

◎伊藤生涯学習課長補佐 それでは、お手元の業務仕様書のほうを開いていただきたいと思います。本仕様書は、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて、小金井市立清里山荘（以下「清里山荘」という。）の指定管理者が行う業務内容、その範囲及び履行方法の基本的なことについて記載してございます。

基本事項として、施設の施設管理に関する基本的な考え方。指定管理者は、管理運営に当たり、次に掲げる項目に沿って行ってください。

①清里山荘の管理運営を行うに当たり、関係法令、条例、規則等を遵守すること。

②として、清里山荘は、自然環境の中で心身ともに健全な少年の育成に資するための施設であるので、その理念に基づき管理運営を行うこと。

③として、青少年育成事業に関しては、教員、社会教育主事等の有資格者が当たってくださいということにしてあります。

以下、基本的に施設を運営するに当たって、指定管理者が行っていただきたいことについて述べております。

特に、個人情報の扱い、それから、利用者の意見を反映したサービスを提供してくださいということが後半のほうでは述べられております。

（2）の建物の概要ですが、これについては先ほど説明しておりますので、省略させていただきます。

休業ですけれども、これも条例で定めていますが、指定管理者のほうからの申し出があれば、教育委員会の承認を得て変えることができるとしております。

それから、林間学校について、②のほうでは述べております。7月21日から8月23日までの間については、林間学校となっております。

それから、使用時間、利用料金については、これは条例で定めております。これも休日と同じような扱いになっております。ただ、利用料金については上限が定めていますので、この上限を変える場合には、議会の議決が必要となりますので、この上限を超えない範囲で変更してくださいということになっております。

それから、食事料は現行の事業者が行っている食事料を列記してございます。新たに設定す

る等については、指定管理者のほうから申請をいただいて、私どものほうで承認をして変更するということになるかと思います。

それから、附帯設備については、原則無料で現行やっておりますので、現行のサービスを落とさないという原則からしまして、引き続き無料で貸し出しをしていただくということになります。

それから、管理運営に関する業務として列記しております。大きな点として、青少年育成に関する業務、施設利用に関するサービス業務、それから、施設を維持するための業務が3番目として書いてございます。

4番目としては、指定管理者にお任せをするわけではございますが、その内容については、教育委員会のほうへ適宜報告をしてくださいということが書いてあります。それから、学校地区の管理組合というのがございますので、これらとの関係も良好に保ってくださいということで記載しております。

それから、大きなゴシックの3とありますが、指定管理期間の終了に当たっての引き継ぎということで、終了後は円滑に次の指定管理者のほうへ引き継いでくださいということです。

それから、留意事項としまして、物品等の帰属が書かれております。これは先ほど仕様書でも説明をしておりますのとほぼ同等でございます。

施設の維持、修繕について。これは利用者が不快な思いをすることのないように、それから、施設が安定的に運営できるようにということで、ア、イ、ウの項目について行っていただきたい。

物品の販売ですが、現在市では物品の販売はしてございませんが、新たな指定管理者が経営上、あるいは利用者の便を図るということで、お土産等の物品を販売することを計画する場合には、教育委員会のほうへ届け出をしていただいて、品目についての承認をとってくださいということでございます。教育施設としてふさわしい販売物となるようにという思いであります。

それから、5番目として、損害賠償の件でございます。指定管理者は、施設の運営に当たり、指定管理者の責めに帰すべき理由により、教育委員会または第三者に損害を与えた場合には、損害を賠償しなければならない。

上記の場合において損害を受けた第三者の求めに応じて、教育委員会が損害を賠償したときには、教育委員会は指定管理者に対して求償権を有していますということで、損害賠償についての責任についても明確にしてございます。

協議として、その都度指定管理者と教育委員会は協議するということで、定めてございます。

以上で、雑駁ですが、説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長 ありがとうございます。

それでは、何か。

◎ 委員 1点だけ、損害賠償のところですけれども、教育委員会のほうで火災保険及び施設賠償責任保険に加入するということで、それでおおむね補てんされるということで考えていく

るんですか。

◎伊藤生涯学習課長補佐 そのように考えております。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。変な質問で恐縮ですけれども、物品販売、これは届け出制なんですか、承認。届ければいいわけですか。

◎伊藤生涯学習課長補佐 承認ということで考えております。

◎中川教育部次長 教育施設なので、そぐわないものであれば、おことわりします。

◎委員長 それでは、全体を通して、たくさんあったわけですけれども、全体的にこの清里山荘の指定管理者の公募につきまして、何か質疑はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件についての質疑を終了させていただきます。

それでは、本指定管理者選定委員会といたしましては、教育長から諮問のございました小金井市立清里山荘の指定管理者の公募につきまして、何か特定の意見を付す必要がございますか。具体的な項目といたしまして、あればということですけれども。よろしいでしょうか。

◎伊藤生涯学習課長補佐 先ほど、決算後6カ月以上たっている場合には、試算表を添付というご意見を賜っておりますが。

◎委員長 もう一度、正確にその辺を。

◎伊藤生涯学習課長補佐 6ページの応募書類の(9)のところで、決算報告書を直近3年といふことでなっておりますが、決算後6カ月以上たっている場合には、業態がさま変わりしていることも想定されるので、試算表等を添付したほうがより正確ではないかといったようなご意見を承っております。

◎委員長 それでは、繰り返しませんけれども、試算表を添付するほうがよりよいという意見を付しまして、ほかは諮問のとおり認めるという答申をいたしたいと思いますけれども、ご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長 それでは、ご異議なしということで、いきたいと思います。

したがいまして、本件につきましては、今申し上げましたように、答申するということで決定いたしたいと思います。

次に、次回の委員会の日程についてということを議題といたしたいと思いますので、事務局の説明をお願いいたします。

◎伊藤企画課長 それでは、ご説明いたします。ことしの4月1日から指定管理者制度を導入している施設が4施設ございます。有料自転車駐車場、福祉会館、障害者福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、以上の4施設でございます。それで、まことに申しわけないんですけども、これらにつきましては公募によらないで、これまで管理委託をお願いしております社会福祉法人等に引き続き指定管理者になっていただくということで準備を進めております。そこから事業計画書等が出てまいりますので、それに基づきまして審議をお願いしたいということで、今現在考ておりるのは、4施設ございますので、1施設について1時間ずつとい

うことで、委員会の日程をあと2日間とつていただきたいということで、指定の議案を3月議会に提出する予定でございますので、時間がなくて申しあわけないんですが、本来ですと、2月20日ごろまでに2回開けないかなということと、どうしてもスケジュール的に困難と思われますので、24日までに何とか2回開催をお願いしたいと考えております。以上です。

◎■委員長 ありがとうございます。

それでは、お手元に委員の皆様の指定管理者選定に係る日程表（予定表）というのがございまして、本日現在ですけれども、今事務局のほうから要望がございまして、大変だということで、すぐ開けということでございますけれども、お手元にマル、バツがついておりまして、きょうは全員マルということでございます。それで、バツがついていますところを除きますと、今の事務局のほうのご要請ですと、本来ならば2月20日までにあと2回ということですけれども、大変きついですので、2月24日までにという、今月ぎりぎりということですと、委員の皆様がバツが重なっていないところを見ていきますと、2月13日の月曜日、それから、16日の木曜日、飛びまして、23日の木曜日、24日の金曜日と、それしか土日を除きますとありません。

したがいまして、もう一度申し上げますと、13日、16日、23日、24日ですけれども、このあたりで2回ということになりますね。いかがでしょうか。バツのところはもう動かせないという前提で、今お願いしておりますけれども、もし、動かせるということがありましたらば、もう少し幅が広がりますけれども。いかがでございましょうか。あまり後ろのほうにならないほうがよろしいんですか。

◎伊藤企画課長 28日から第1回市議会定例会が開催予定です。そこに4つの指定の議案を出しますので、定例会が始まる前には選定委員会を通過していることが必要なので、24日までにということで、バツがついていないところと、あと関係の4課がございますので、その関係で事務局のほうからお願いさせていただくとすれば、16日の木曜日の午前、それから、23日の木曜日の午後で、委員の皆様よろしければ、その日程で調整をさせていただきたいと思いますけれども。

#### （日程調整）

◎■委員長 それでは、確認させていただきます。ご多忙のところ、大変恐縮ですけれども、第2回の委員会は2月16日の午前10時から、第3回の委員会は少し飛びますけれども、2月23日の木曜日の午前10時から開催するということで、決定いたします。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了ということにさせていただきます。

これで閉会させていただきます。お疲れさまでございました。どうもありがとうございます。

（午後4時15分閉会）